

議第287号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を次のように行う。

平成29年2月22日提出

京都市長 門川大作

相手方	京都市右京区西京極東向河原町5番地の3 ジェイテック株式会社
事件の種類	損害賠償金の支払及び詐害行為の取消しの請求
事件の内容	<p>本市は、訴外オグラード・サービス株式会社（京都市右京区西京極東向河原町5番地。以下「オグラード」という。）及びその代表取締役である訴外_____に対し、小栗栖排水機場の運転監視業務に係る委託契約に基づく債務の不履行による損害賠償金（以下「本件賠償金」という。）の支払を求めていたが、相手方は、本件賠償金の支払を免れるため設立されたものであるとともに、訴外オグラードは、本市を害することを知りながら、その事業の全部を相手方に譲渡する契約（以下「本件譲渡契約」という。）を締結した。</p> <p>そこで、主位的には、相手方は本件賠償金の支払を免れるため設立されたものであることから、相手方に対し、本来、訴外オグラードが支払うべき本件賠償金の支払を求め、予備的には、本件譲渡契約は詐害行為に当たることから、その取消しを求める訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行おうとするものである。</p> <p>なお、本件訴えの係属中に新たに判明した詐害行為については、その取消しに係る請求を本件の訴えに追加することとする。</p> <p>また、裁判上の和解は、相手方が本市の請求額の全額の支払を約束する場合に、支払方法について譲歩するものに限り行うこととする。</p>

提案理由

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行う必要があるので提案する。